

広島県訓令第一号

本 庁
地 方
機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

湯 崎 英 彦
広島県知事

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>5-54</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>55</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>56</u>	総括官印	広島県総括官	方 24	〃
<u>57-118</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>119</u>	〃	広島県大阪事務所長	方 21	大阪事務所
<u>120-211</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>5</u>	〃	〃	縦8・横15	〃
<u>6</u>	〃	〃	縦3.9・横20	〃
<u>7-56</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>57</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>58-119</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>120</u>	〃	広島県大阪情報センター所長	方 21	大阪情報センター
<u>121-212</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号から別記様式第六号までの様式中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。